

後期高齢者医療に関するお知らせ

後期高齢者医療保険料の算出方法をお知らせします。
個人ごとの詳細は、7月に送付予定の「令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」をご確認ください。

保険料額は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等^{※1}に応じて負担する「所得割額」との合計です。

【保険料の計算方法】

保険料額		均等割額		所得割額
(年額) (10円未満切り捨て)	=	6万4円	+	[総所得金額等 ^{※1} －基礎控除額 ^{※2}] × 11.83% (所得割率)

※1「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

※2「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

また世帯の所得状況に応じて次のような保険料の軽減制度があります。

【軽減対象者の所得要件】

軽減割合	対象者の所得要件 [同一世帯 ^{※3} 内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額 ^{※4} の合計額]	軽減後の 均等割額の年額
7割軽減	43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) ^{※5} 以下	1万8,001円
5割軽減	43万円(基礎控除額) + 30万5,000円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数－1) ^{※5} 以下	3万2円
2割軽減	43万円(基礎控除額) + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数－1) ^{※5} 以下	4万8,003円

※3「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点)の世帯が基準となります。

※4「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額15万円」となります。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※5下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった人は、所得割額はかかりません。
また、制度加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます。(軽減後の保険料：年額3万2円) なお、均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先となります。

8月から資格確認書が「紫色」になります

【旧(水色)】
有効期限
7月31日(木)

7月下旬に
役場から郵送
簡易書留(転送不可)

【新しい資格確認書(紫色)】
有効期限 8月1日(金)～
令和8年7月31日(金)

8月1日以降に医療機関を受診するときは、新しい資格確認書(紫色)を医療機関の窓口
に提示してください。

※令和6年12月2日以降、被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証(健康
保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行しました。マ
イナ保険証での受付が難しい場合は、今回送付する資格確認書(紫色)で、8月1日以降
もこれまでどおりの医療を受けることができます。(後期高齢者医療制度では、マイナ
保険証の有無に関わらずみなさんに資格確認書を郵送します)



資格確認書に限度額の適用区分が併記できます

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額
認定証(以下、認定証など)は新たに発行されなくなり、資格確認書に限度額の適用区分を併記する仕組
みとなりました。

令和6年度中に認定証などが交付されていた人、
すでに限度額の適用区分が併記された資格確認書
(水色)をお持ちの人は、今回郵送される資格確認書

(紫色)には限度額の適用区分が併記されます。

新たに限度額の適用区分の併記を希望する場合は
住民課窓口への申請が必要です。また、令和6年度
に認定証などを交付された場合でも、令和7年度か
ら限度額の適用区分が変更となった場合は、資格確
認書(紫色)に適用区分が併記されないため、再度申
請が必要です。詳しくは問い合わせください。

資格確認書の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合
は、1割、2割または3割です。

前年中の所得をもとに、8月～翌年7月の1年間
の自己負担割合の判定を行います。

同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税
所得が145万円以上である場合には、3割となります。

ただし、住民税課税所得が145万円以上であっ
ても、次の1または2に該当する場合は、申請する
ことで自己負担割合は1割または2割となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が
520万円未満
 2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合
(次の①または②に該当)
①本人の収入が383万円未満
②本人と同じ世帯の70歳～74歳の人の収
入の合計額が520万円未満
- 不明な点は、問い合わせください。

マイナ保険証をぜひご利用ください

マイナ保険証にはさまざまなメリットがあります
ので、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

《マイナ保険証のメリット》

- 薬や受診の履歴に基づいた、より良い医療が受け
られる
- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払

いが必要なくなる

- 救急現場で、搬送中の適切な応急措置や病院の
選定などに活用される

【マイナンバーに関する問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178